

第 3 次 吉田町国土利用計画 (案)

平成 2 8 年 3 月 日
吉 田 町

前 文

第3次吉田町国土利用計画は、国土利用計画法第8条の規定に基づき、自然、社会、経済、文化といったさまざまな条件を十分に考慮しながら、総合的、長期的な観点に立って、公共の福祉の優先、自然環境の保全が図られた国土の発展及び有効利用を図ることを目的とし、吉田町の区域における土地の利用に関する基本的事項を定めるものである。

この計画は、第4次国土利用計画（静岡県計画）（平成20年3月）を基本とし、第5次吉田町総合計画の基本構想（平成28年3月）と整合を図りつつ策定したものである。

なお、この計画は、将来における社会・経済情勢の変化に対応し、適切な検討を加えるとともに、必要に応じて見直すものとする。

目 次

1. 土地利用に関する基本構想	1
(1) 第3次吉田町国土利用計画策定の意義	1
(2) 土地利用の基本方針	1
(3) 利用区分別の土地利用の基本方向	3
2. 町域の土地の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及び地域別の概要	5
(1) 土地の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	5
(2) 地域別の概要	7
3. 規模の目標を達成するために必要な措置の概要	8
(1) 土地利用に関する法律等の適切な運用	8
(2) 地価の安定確保及び未利用地の有効利用	8
(3) 恵まれた自然環境の保全	8
(4) 安全で良好な生活環境の確保	9
(5) 活力ある産業振興を図る土地利用	9
(6) 土地利用の転換の適正化	9
(7) 町民参加によるまちづくりの推進	9
(8) 土地（利用区分別）の有効利用の促進	10
(9) 地域別整備施策等の推進	12
(10) 土地に関する調査の実施及び管理の充実	14
4. 土地利用構想図	15
吉田町土地利用構想図	15

1. 土地の利用に関する基本構想

(1) 第3次吉田町国土利用計画策定の意義

吉田町は、静岡県の中中部、一級河川大井川河口の右岸に位置し、古くから稲作農業や水産業が盛んに行われてきており、奈良・平安時代に条里制が行われた吉田田んぼや、大正時代から営まれている養鰻業は、一級河川大井川等の豊かな水の恩恵を受けている。

昭和44年に東名吉田インターチェンジが開設し、それに伴い工場立地が進んだことから、水資源は工業用水として利用され、本町の第2次産業の発展に大きく貢献しており、平成21年の富士山静岡空港の開港に伴う幹線道路の整備によって、更なる産業の発展が期待されている。

一方、養鰻池の跡地などの用途指定が無い地域においては、主に東部地域から北部地域を中心にスプロール的に開発が進行しており、計画的な土地利用が強く求められている。

また、平成23年に発生した東日本大震災に伴う津波被害の教訓から町民の防災に対するニーズが高まり、安全安心のまちづくりを実現する土地利用が求められている。

さらに、土地利用に対する町民のニーズは多様化・高度化し、子育て世代から高齢者まであらゆる世代にとって住み良いまちづくりや地球環境にやさしいまちづくりを実現する質の高い土地利用への要請が高まりつつある。

このような状況を踏まえると、本計画の策定は、21世紀の本町の都市形成に向け重要な意義を持つものである。すなわち、第5次吉田町総合計画の基本構想の実現に向け、将来の土地利用の動向を正確に見極めた上で、町民生活の向上に資するよう、一級河川大井川、駿河湾といった特徴ある資源を保全・活用しつつ、持続可能な美しいまちとするために、土地利用の質的向上を従来以上に重視していくことが必要である。

(2) 土地利用の基本方針

限られた貴重な資源である土地は、地域社会を成立させている共通の基盤であり、地域の発展、町民の生活に深い関わりを持つものである。

そのため、本町の土地利用は、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に配慮し、公共の福祉を優先しながらも、自然環境の保全と調和、健康で文化的な生活環境の確保、地域産業の振興等地域の均衡ある発展を図ることを基本理念として次のような点を考慮し、総合的かつ計画的に行うものとする。

①自然環境と美しい景観の保全に配慮した土地利用の推進

本町は、駿河湾、一級河川大井川等の自然に囲まれており、さらに富士山を望む小山城や西部に広がる吉田田んぼ、茶畑の広がる丘陵地帯等の自然資源や、歴史文化資源が豊富である。都市的土地利用の推進に当たっては、これらが織りなす美しい景観と環境の保全・活用に配慮する。

②安全で安心できる土地利用の推進

地震や津波、土砂災害や水害等の自然災害から町民の暮らしを守ることは、豊かな生活を確保するための基礎であることから、災害に強いまちづくりを目指した土地利用の誘導を図るとともに、安全性を重視した社会基盤の整備を推進する。

③活力ある産業振興を図る土地利用の推進

本町は農業・水産業・商業・工業の各産業分野がそれぞれ発展しており、町民の重要な生活基盤となっている。また、商業については、大型店舗の立地が進んでおり、今後も進出が予想されることから、産業振興を考慮した土地利用を推進する。

④長期的・広域的視点に立った土地利用の形成

本町の土地利用については、長期的な視点に立ち、主要幹線道路の整備と整合を図りながら進めるとともに、隣接市と連携を図った広域的土地利用を推進する。

⑤町民の意見を反映した土地利用の推進

土地は、地域社会の基盤を成す町民共有の財産であり、その利用は町民の理解のもとに、合理性・計画性をもって進める必要がある。そして、秩序ある土地利用を図るためには、地域コミュニティを活用した町民参加型のまちづくりが求められる。

このため、土地利用に関する町民への啓発活動を積極的に進めていくとともに、町民の意見を反映した効果的な土地施策等を検討し、計画的土地利用を推進する。

(3) 利用区分別の土地利用の基本方向

土地の利用区分は、農用地、森林、原野、水面・河川・水路、道路、宅地、その他及び市街地とし、各区分別の土地利用の基本方向は次のとおりとする。

①農用地

農用地については、農業生産活動の場であると同時に、地域環境の保全や人々に潤いを与える緑地として重要な役割を果たすものであることから、優良農用地の保全に努める。

そのため、今後の動向を見据えながら、都市的土地利用を図る農用地と永続的に保全を図る農用地を見極め、永続的に保全を図る農用地については、遊休農用地の有効利用及び流動化を促進し、効率的利用を図る。

②森林

森林については、地すべり等の災害防止、自然環境の保全と形成、保健休養、地球温暖化の防止等の公益的諸機能を総合的に発揮できるよう、適正な維持管理による保全を図る。

③原野

現況において、原野に相当する土地利用は見られない。今後とも、発生を防止する。

④水面・河川・水路

河川については、雨水対策による安全性の確保、良好な水環境の保全等を図るために必要な用地を確保し、適切な管理と整備を推進する。整備に当たっては、生息生物等自然環境の保全や水と緑の景観創出に配慮し、町民が日常生活の中で水と親しみ、水とともに憩える環境づくりを行う。

水路については、農業生産性の向上、自然災害の防止の上で重要な機能を担うものであることから、必要な用地を確保し、積極的な整備を推進する。

⑤道路

一般道路については、立地優位性の向上、防災機能の充実、子育てがしやすく高齢者が暮らしやすいまちの実現、隣接市との連携強化等のため、必要な用地を確保し適切な管理と整備を推進する。

また、現在計画中の都市計画道路については、円滑な整備を推進する。

整備に当たっては、安全性や快適性の向上及び生活環境の保全、道路景観の向上に配慮し、産業経済活動、都市防災活動等、道路の多面的機能の発揮に努める。

農道については、農業の生産性向上や農用地の適正な管理を行うために、必要な用地を確保し、適切な管理を図る。

⑥宅地

i. 住宅地

住宅地については、都市化の進展等社会情勢の変化に対応し、居住水準の向上と良好な居住空間の形成を目標として、生活関連公共施設の整備を計画的に進め、無秩序な開発を防止しながら、適正な土地利用の誘導を図る。

住宅地の整備に当たっては、町民参加による緑化の推進や都市景観の向上等、潤いある住宅地の形成に努める。

さらに、住宅と工場が混在する地区の工場については、一級河川大井川沿いの工場・倉庫が集積する区域へ誘導することにより、居住環境・生活環境の向上を図る。

ii. 工業用地

工業用地については、産業の活性化と都市環境の改善を図るため、既存工業用地の効率的土地利用及び町内に分散している工場等の移転・集団化を促進するとともに、工業用地面積の拡大を図る。

工業用地の整備に当たっては、周辺環境の保全に配慮し、緑に配慮した工業生産環境の創出を図る。

iii. その他の宅地

事務所、店舗等の用地については、既存の商業系用途地域内に誘導し、土地の有効利用を進めるとともに、町民の生活利便性の向上を図る。

流通産業・研究開発施設等の用地については、道路網の整備促進に伴い新規の需要が見込まれるため、適正な土地利用の誘導を図る。

その他教育、文化、福祉施設等の公共施設用地については、バランスのとれた施設配置及びそのネットワーク化に配慮し、周辺の土地利用との調和を図りながら必要な用地を確保する。

⑦その他

公園・緑地については、町民の多様な需要を踏まえ、まちに潤いと安らぎを与えるとともに、避難地・防災上の機能を確保するため、バランスのとれた施設配置を考慮し、周辺の土地利用との調整を図りながら必要な用地を確保する。

吉田漁港周辺については、漁業活動の利便性向上を図るとともに、海岸一帯に、防災とにぎわい創出の機能を併せ持つ、シーガーデンの整備を推進する。

また、優れた文化遺産を後世に伝え文化の香り高いまちづくりを推進していくために、文化財の調査研究、保護活用を図る。

⑧市街地

市街地（人口集中地区）については、都市施設の整備や緑地、オープンスペースの確保を図り快適な環境づくりを推進するとともに、災害に対する安全性を高める。

また、住居系用途地域内の未利用地の有効活用を推進することにより、市街地（人口集中地区）の面積は拡大が見込まれるため、既成市街地については、土地の有効利用と環境の整備を図り、市街化を図るべき区域については、計画的に住み良い市街地の整備を進める。

2. 町域の土地の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標 及び地域別の概要

(1) 土地の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

- ①計画の目標年次は平成 35 年（西暦 2023 年）とし、基準年次は、平成 25 年（西暦 2013 年）とする。
- ②土地の利用に関して基礎的な前提となる人口と普通世帯数については、平成 35 年において、それぞれ人口 29,787 人、世帯数 11,258 世帯に達すると推計する。
- ③土地利用区分は、農用地、森林、原野、水面・河川・水路、道路、宅地、その他の地目区分及び市街地とする。
- ④土地の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の現況と推移に基づき、将来人口等を前提とし、各種将来計画を参考として設定する。
- ⑤土地の利用に関する基本構想に基づく平成 35 年の利用区分ごとの規模の目標は次ページの表のとおりである。
- ⑥なお、以下の数値については、今後の経済社会の不確定さ等を踏まえて、弾力的に理解されるべき性格のものである。

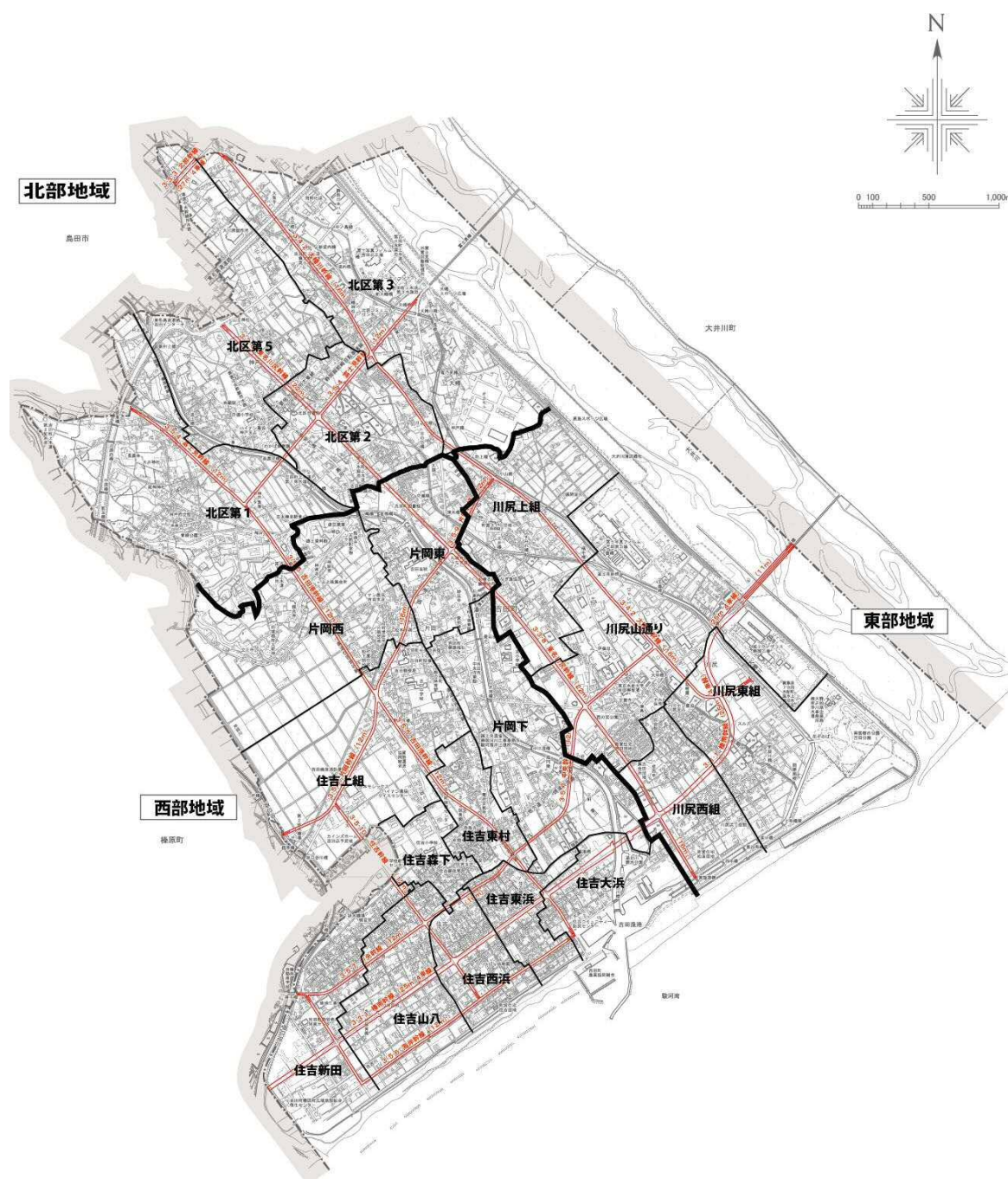
利用区別土地利用の目標

区分	平成 25年	平成 31年	平成25～31年 増減	平成 35年	平成25～35年 増減
	基準値 (ha)	目標値 (ha)	増減値 (ha)	目標値 (ha)	増減値 (ha)
総人口（人）	30,250	29,589	▲661	29,787	▲463
農用地	420	399	▲21	389	▲31
農地	420	399	▲21	389	▲31
採草放牧地	0	0	±0	0	±0
森林	30	30	±0	30	±0
原野	0	0	±0	0	±0
水面・河川・水路	367	366	▲1	365	▲2
水面	0	0	±0	0	±0
河川	347	347	±0	347	±0
水路	20	19	▲1	18	▲2
道路	216	222	6	229	13
一般道	195	201	6	208	13
農道	21	21	±0	21	±0
宅地	717	771	54	796	79
住宅地	323	336	13	345	22
工業用地	153	170	17	173	20
その他の宅地	241	265	24	278	37
その他	334	285	▲49	264	▲70
合計	2,084	2,073	▲11	2,073	▲11
市街地 (人口集中地区)	175	202	27	225	50

(2) 地域別の概要

地域区分は、町域の土地における自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件を勘案して、次の3区分とする。

地域名	該当地区
北部地域	北区第一、北区第二、北区第三、北区第五
東部地域	川尻上組、川尻西組、川尻山通り、川尻東組
西部地域	片岡西、片岡東、片岡下、住吉上組、住吉東村、住吉森下、住吉山八、住吉新田、住吉西浜、住吉東浜、住吉大浜



3. 規模の目標を達成するために必要な措置の概要

(1) 土地利用に関する法律等の適切な運用

本町の土地利用は、土地基本法における基本理念を踏まえ、国土利用計画法、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、静岡県立自然公園条例等の土地利用に関する各種法律の遵守及び適切な運用を図るとともに、吉田町土地利用事業の適正化に関する指導要綱等に基づく指導を徹底し、総合的かつ計画的な調整を図ることによって、魅力と活力のある適切な土地利用を実現する。

(2) 地価の安定確保及び未利用地の有効利用

地価の動向及び土地取引の状況を的確に把握し、国土利用計画法に基づく大規模な土地取引における届出制度等により、土地の投機的取引を排除するとともに、沿岸部においては、津波防災まちづくりの取組を進めることにより、地価の安定に努める。

また、未利用地の適正かつ有効利用を推進するため、遊休土地に関する制度等の運用を図る。

(3) 恵まれた自然環境の保全

①自然環境の保全

豊かな町域を形成するために、本町を囲む駿河湾、一級河川大井川を始め、町内を流れる河川・水路及び森林等、恵まれた自然環境の保全を図る。

都市基盤整備に当たっては、地質、生態系等の自然の特性を把握しつつ、自然保護と都市基盤整備との両立に配慮して進める。

②健全な水環境の確保

健全な水環境を確保するため、農用地や森林等の適切な維持管理、下水道整備及び浄化槽設置による適切な生活排水処理、地下水の保全等を推進する。

③適正な廃棄物の処理

循環型社会の形成を目指し、廃棄物の発生抑制、再使用及びリサイクルを一層進めるとともに、発生した廃棄物の適正な処理のため、生活環境及び自然環境の保全に十分配慮しつつ、必要な用地の確保を図る。

④美しくゆとりある土地利用の形成

町民の郷土への愛着と誇りを高め、個性的で文化的な土地利用を推進するため、富士山や一級河川大井川の景観、本町の歴史・文化資源、風土等を活かしたまちづくりを推進する。

また、吉田町緑のオアシス条例による緑化推進モデル地区やみどりの保全モデル地区の指定、さらに街路樹の植栽や沿道緑化を進め、緑豊かで魅力ある環境づくりを推進する。

(4) 安全で良好な生活環境の確保

水害や土砂災害を防止するために、河川の改修、急傾斜地崩壊防止施設の整備及び都市下水路等の排水施設の整備を推進するとともに、流域内の地形等自然条件との適合性に配慮した適正な土地利用への誘導を図る。

市街地の整備に当たっては、道路の拡幅、建築物の不燃化、オープンスペースの確保等の防災面に配慮し、良好な生活環境の確保に努める。

また、海岸部において、防災とにぎわい創出の機能を併せ持つシーガーデンの整備を推進する。

さらに、平成 21 年に開港した富士山静岡空港及び周辺道路網整備等のために本町の生活環境が大きく変化することが無いよう、必要に応じて適切な措置を検討する。

(5) 活力ある産業振興を図る土地利用

工業の更なる発展に向けて、豊富な水資源の活用と立地環境を活かした企業誘致を推進するために、土地利用の誘導に当たっては、自然環境や津波防災等に配慮しつつ、良好な企業・操業環境の確保に努める。また、内陸のフロンティアを拓く取組により、津波浸水想定区域に立地する企業の移転と、物資供給拠点確保事業区域における商業施設の立地を促進する。

(6) 土地利用の転換の適正化

①農用地の土地利用転換の適正化

農用地の土地利用転換については、食糧生産性の確保、農業経営の安定に留意し、生産性の高い優良農用地が確保され、遊休農用地の有効利用を検討した上で、他の土地利用との計画的な調整を図り、無秩序な農地転用を抑制する。

②大規模な土地利用転換の適正化

大規模な土地利用転換については、町民生活の安全確保を優先し良好な生活環境や緑地の保全に配慮しつつ、適正な土地利用となるよう調整を図る。

③空き家、遊休地の活用

空き家や遊休地が、高齢化の進行に伴って増加することが懸念されるため、その適切で有効な利用を推進する。

(7) 町民参加によるまちづくりの推進

町民の土地利用やまちづくりに対する関心を高め、意向を的確に反映できるよう、各種計画策定への町民参画を図る。このために、本町が保有する様々な情報を共有し、適正な土地利用に向けて、住民・事業者・行政が協働して、まちづくりを進めていく仕組みづくりを推進する。

(8) 土地（利用区分別）の有効利用の促進

①農用地

農業振興地域整備計画等に基づき、無秩序な農用地の転用を防止するとともに、農業生産基盤や農業近代化施設の整備を図り、優良農用地の確保に努める。

また、経営規模の拡大と農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るために農用地の流動化を促進し、認定農業者への農用地の集積を図り、農用地の有効利用と遊休農用地の発生を防止する。

さらに、町民への自然とのふれあいの場の提供や遊休農用地の有効利用の観点から、農用地の多面的な利用を促進し、農用地の維持・保全を図る。

牧之原台地の丘陵地帯に広がる農用地については、牧之原台地全体の景観に配慮した活用を図る。

②森林

森林については、国土の保全等の公益的機能を増進するため、地域森林計画等に基づき、計画的な森林整備を推進する。

また、本町にとって森林は数少ない貴重な資源であることから、斜面林の災害防止などの適切な維持管理を促進し、積極的に保全を図るとともに、安全安心のもと町民が憩い親しめる空間としての利用を進める。

③水面・河川・水路

河川については、内水氾濫等、災害の発生を防止するために必要な河川改修を重要課題として進めるとともに、環境整備やスポーツ・レクリエーション等の河川敷の有効利用を推進する。

整備に当たっては、親水空間の創出や河川景観の保全・美化、水質の保全と水生動植物の保護等に配慮し、町民が憩い、水に親しめる水辺空間の演出を図る。

水路については、農業生産性の向上や自然災害の防止のため、農業振興地域整備計画等に基づき、農業用排水路の積極的な整備を推進する。

④道路

一般道路については、道路網の体系的な整備を更に進め、富士山静岡空港、東名吉田インターチェンジ等の交通拠点やその他の施設、工業エリア、住居・商業系エリアとのネットワークを形成し本町の立地優位性を向上させる。

津波防災まちづくりの取組における幹線道路、生活道路の整備により、緊急輸送路や避難路が確保されていることから、防災機能の更なる充実と工業系用途地域にある土地の有効利用を促進する。

また、地区内の生活道路については、子育てや高齢者の日常生活を支える安全で安心な道路づくりを進めるとともに、地域住民及び関係企業等の協力の下、袋小路等の発生を防ぎ、津波等災害時の避難の障害とならないよう狭あい道路の拡幅整備を図る。

これらの道路の整備に当たっては、徒歩で移動しやすい環境整備やユニバーサルデザインに配慮し、良好な生活環境の確保等に努めるとともに、道路緑化等による潤いのある道路景観の創出を推進する。

農道については、農作業の効率化を図るとともに、町内の交通ネットワークの一部を担う側面もあることから、農業振興地域整備計画等に基づき、効率的かつ計画的な整備を推進する。

⑤宅地

住宅地については、新たな需要に対し、無秩序な宅地化を防止し、安定的かつ計画的に供給するため、住居系用途地域内の未利用地の有効活用を促進する。また、スプロール的に宅地化が進行している区域については、社会条件に即した宅地開発が行われるよう、本町独自の土地利用誘導方策の検討を進め、計画的な土地利用の推進を図る。

さらには、吉田町浜田土地区画整理事業等を促進し、地域住民主体の良好な居住環境づくりを推進する。

工業用地については、既存の工業系用途地域内における未利用地の有効利用を促進するとともに、工場緑化等の環境整備や公害防止対策を促進し、地域社会との調和を図る。また、一級河川大井川沿いに新たな工業集積地の形成を図る。

事務所・店舗等の用地については、既存の商業系用途地域内の未利用地の有効利用を図るとともに、周辺環境に配慮しつつ、新たな商業の核づくりを進め、町民の日常生活の利便性向上のために、各地域において身近な商業施設の集積地の形成を図る。また、有事の際の物資供給拠点を確保するため、防災公園周辺における商業施設の立地を促進する。

流通産業・研究開発施設等の用地については、交通体系との整合を図りつつ、適正な配置に配慮し計画的に整備を進める。

教育、文化、福祉施設等の用地については、町民のニーズや、利便性に配慮し、計画的に整備を進める。

⑥その他

公園及びスポーツ・レクリエーション施設については、町民の多様なレクリエーション志向に対応し、自然資源や文化資源を活用した特徴ある施設として整備を進める。

また、市街地において、未開設の公園・緑地の整備を推進するとともに、防災上の拠点となる公園の整備を推進する。

養鰻池跡地等利用されないまま放置されている土地については、周辺の土地利用と調整を図りながら適切な土地の有効利用を促進する。

吉田漁港については、漁港機能の充実を図るとともに、防災とにぎわい創出の機能を併せ持つシーガーデンの整備を推進する。

優れた文化遺産を後世に伝えるとともに、文化の香り高いまちづくりを推進していくために、文化財の調査研究、保護活用を図る。

(9) 地域別整備施策等の推進

各地域の土地利用特性に応じた主な地域整備施策等の概要は、次のとおりである。

①北部地域

丘陵地の自然環境や優良農用地を保全しつつ、東名吉田インターチェンジ、都市計画道路東名川尻幹線及び都市計画道路北部幹線等恵まれた交通条件を活かし、本町の玄関口としての土地利用を検討していく地域である。

主な地域整備施策は次のとおりである。

- (i) 都市計画道路東名川尻幹線及び都市計画道路北部幹線沿道については、「沿道商業誘導ゾーン」として位置付け、富士山静岡空港や東名高速道路等とアクセスする立地の優位性を生かし、商業・流通業務系の土地利用が集積されるよう計画的な誘導を図るとともに、景観等にも配慮しつつ、本町の新たな拠点として相応しい土地利用を促進していく。
また、土地利用誘導方策の研究を進め、計画的な土地利用の推進を図る。
- (ii) 一級河川大井川沿いの工業専用地域及び工場・倉庫等が集積する区域については、「工業集積促進ゾーン」として位置付け、住工混在地域内に立地する工場等の移転集積を図るとともに工場緑化等の環境整備や公害防止対策を促進する。また、工業系土地利用を推進するため、用途地域の指定の可能性についても検討する。
- (iii) 東名高速道路、都市計画道路大幡川幹線及び都市計画道路東名川尻幹線に囲まれた区域については、地震や津波等の災害に備えた「災害に備えた商業施設誘導ゾーン」として位置付け、災害の軽減と有事における防災拠点とするため、有事の際、沿岸地域で被災した住民の避難の受け皿となる防災公園を整備するとともに、住民等の生活を支える生活物資を滞りなく供給する商業施設を誘致するための土地利用を図る。
- (iv) 東名吉田インターチェンジ周辺の都市計画道路東名川尻幹線西側の住居と農用地が混在して広がる区域については、「集落環境保全ゾーン」として位置付け、農用地については自然とふれあえるレクリエーションの場等の多面的機能を踏まえ、住宅地との共存を図りつつ農地を保全する土地利用を促進する。
- (v) 一級河川大井川河川敷については、「大井川河川敷活用ゾーン」として位置付け、自然環境の保全・活用を図り、人々が水辺を中心として自然に親しみ憩えるよう活用を図る。特に、富士見橋北側については、大井川清流緑地と一体となった修景広場やスポーツ・レクリエーション施設等多目的緑地の整備について検討を進める。

②東部地域

河川や海岸等の自然環境との調和に配慮しつつ、良好な居住環境の形成と工業用地の集積を図り、さらに事業実施中である浜田土地区画整理事業、幹線道路整備を促進していく地域である。

主な地域整備施策は次のとおりである。

- (i) 県営吉田公園から吉田漁港を含む海岸線一帯については、「にぎわいある海浜環境創出ゾーン」として位置付け、防災とにぎわい創出の機能を併せ持つシーガーデンの整備を促進する。また、保安林、緑地及び自然地を含む景観の保全を図るとともに、美化・清掃活動の推進等良好な環境保全に努め、自然環境とのふれあいの場としての土地利用を促進する。
- (ii) 吉田町浜田土地区画整理事業区域については、「計画的な整備促進ゾーン」として位置付け、土地区画整理事業等の円滑な整備を促進し、良好な居住環境の形成と広域交通ネットワークの構築を図る。
- (iii) 一級河川大井川沿いの工業専用地域及び工場・倉庫等が集積する区域については、「工業集積促進ゾーン」として位置付け、住工混在地域内や津波浸水想定区域に立地する工場等の移転集積を図るとともに、公害防止対策の推進や工場緑化等の環境整備を図り、県営吉田公園の自然豊かなエリアへつながりのある景観の形成を推進する。また、工業系土地利用を推進するため、用途地域の指定の可能性についても検討する。
- (iv) 一級河川大井川河川敷については、「大井川河川敷活用ゾーン」として位置付け、自然環境の保全・活用を図り、人々が水辺を中心として自然に親しみ憩える空間づくりを進める。特に、太平橋南側については、大井川清流緑地や県営吉田公園との連携に配慮し、修景広場やスポーツ・レクリエーション施設等多目的緑地の整備について検討を進める。

③西部地域

本町の特徴的景観である能満寺山公園、二級河川湯日川、吉田田んぼ、海岸等の自然環境を保全・活用し、安全で潤いある快適な居住空間の整備を促進していく地域である。

主な地域の整備施策は次のとおりである。

- (i) 吉田田んぼは、本町の貴重な大規模集団農用地であり、歴史的にも貴重な区域であることから、「農業振興促進ゾーン」として位置付け、施設の近代化、農用地の流動化、効率的な土地利用及び経営規模の拡大を促進し、積極的に保全を図る。
- (ii) 吉田漁港を含む海岸線一帯については、「にぎわいある海浜環境創出ゾーン」として位置付け、吉田漁港から町最西端を流れる二級河川坂口谷川付近まで、防災とにぎわい創出の機能を併せ持つシーガーデンの整備を推進する。また、保安林、緑地及び自然地を含む景観の保全を図るとともに、美化・清掃活動の推進等良好な環境保全に努め、自然環境とのふれあいの場としての土地利用を促進する。

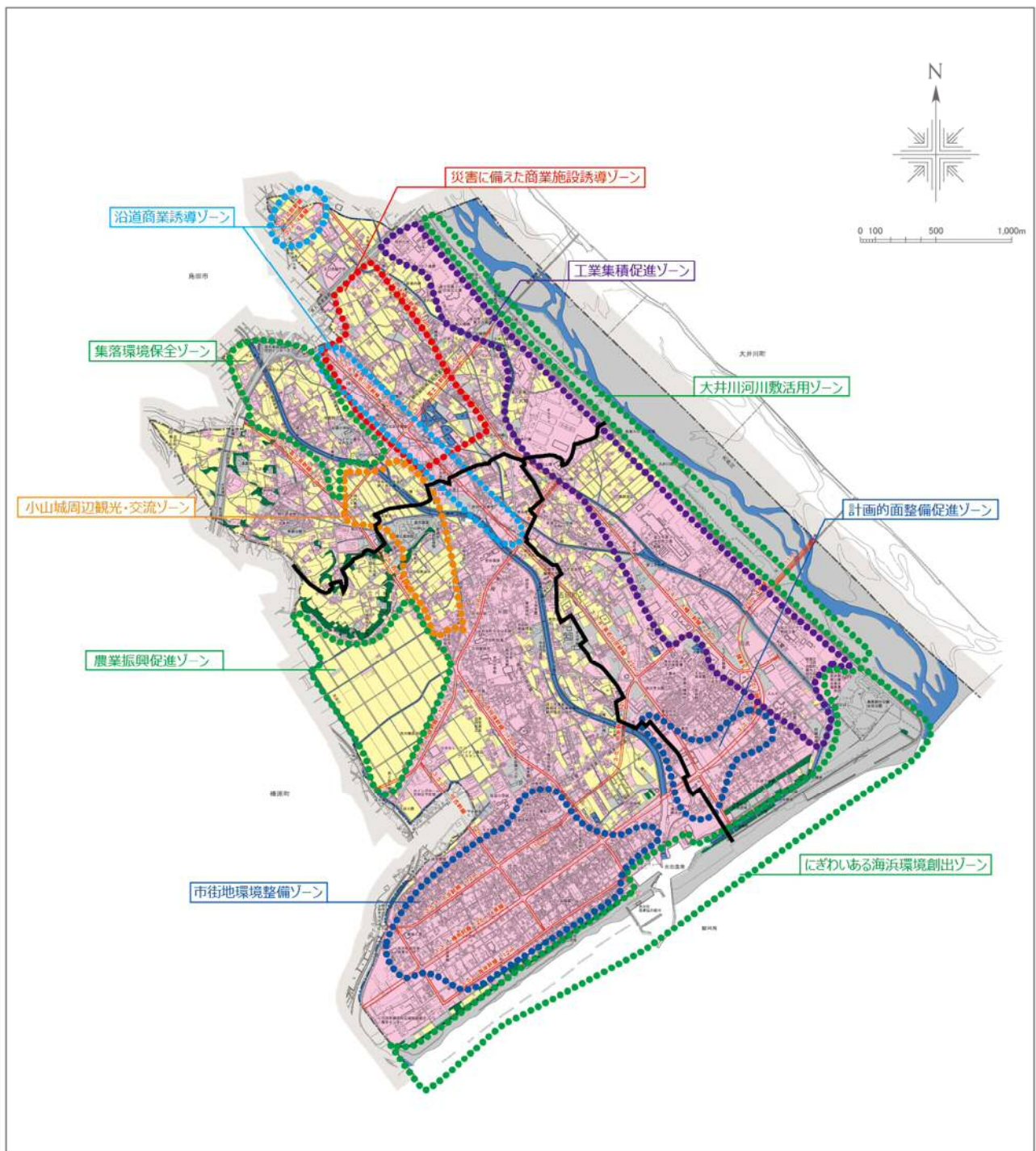
- (iii) 能満寺山公園を中心とする地区を「小山城周辺観光・交流ゾーン」として位置付け、本町の歴史・文化・産業を生かし、町外の人たちとの交流を促進するため、駐車場、販売施設等、必要な設備の充実を図るとともに、周辺の二級河川湯日川、農用地、緑地等とのネットワーク化に配慮し、積極的な活用を図る。
- (iv) 用途地域が指定されている既成市街地については、「市街地環境整備ゾーン」として位置付け、市街地水害対策等を推進し、災害に強い安全な市街地の形成を図るとともに、道路の安全確保や住工混在の解消等により、成熟した既成市街地環境を創出する。

(10) 土地に関する調査の実施及び管理の充実

土地の適切な利用を図るために土地の利用状況及び自然的、社会的条件等の土地に関する基礎的な調査を必要に応じて実施する。

また、土地利用に関する施策の実施状況及び土地の利用状況の変化を的確に把握し、計画と実態との評価を行いながら、第3次吉田町国土利用計画の管理と充実を図る。

4. 土地利用構想図



- : 農地
- : 森林
- : 水面・河川・水路
- : 宅地
- : その他
- : 都市計画道路
- : 町域